

仕 様 書

1 平成 30 年度野菜価格安定事業推進に関する委託業務

2 業務委託の概要

野菜は、天候の影響を受けて作柄が変動しやすく、短期間に価格が大きく変動するという特性を有しており、その需給や価格の動向は、生産・消費の双方に大きな影響を及ぼしている。そこで、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）では、野菜の価格低落時に、次期作の確保を図ること等を目的として生産者に補給金を交付する指定野菜価格安定対策事業や特定野菜等供給産地育成価格差事業、野菜の契約取引を行う生産者に対し、安定した契約数量を確保するための経費等を補てんする契約野菜安定供給事業、価格が著しく低落した場合に緊急的な需給調整を行い需給の安定を図る緊急需給調整事業の 4 事業（以下「野菜価格安定事業」という。）を実施している。

野菜価格安定事業の推進については、野菜価格安定事業の仕組みや事務処理等に関する説明会等を機構自ら全国段階で実施しているが、地域の実情に即した普及推進及び指定野菜等に関する現地確認調査等については、地域の野菜関連情報に精通し、多くの野菜関連機関とのネットワークを有する者による実施が効率的であると思料されることから、委託により実施することとする。

3 委託業務の内容

野菜価格安定事業は、指定野菜、特定野菜等において価格が著しく低落した場合等に、国及び都道府県並びに生産者の負担金等をもって造成された資金により、野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号。以下「法」という。）第10条第1項に定める機構が行う登録を受けた対象野菜の出荷団体（以下「登録出荷団体」という。）を通じて生産者に補給金を交付するとともに、野菜価格安定法人（野菜価格の安定を目的として都道府県の区域を単位として設立された一般社団法人又は一般財団法人をいう。以下同じ。）、機構が行う登録を受けた対象野菜の生産者（以下「登録生産者」という。）又は対象特定野菜等の作付面積が相当規模に達している生産者（以下「相当規模生産者」という。）に直接補給金を交付するものであり、この事業を円滑に実施するため、以下の業務を委託業務実施主体に委託することとする。

なお、委託業務実施主体は、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第86条に定める登録を受ける資格を有する出荷団体及び生産者並びに登録出荷団

体、登録生産者及び相当規模生産者に対して、委託業務実施主体の会員、組合員等を問わず、本委託業務を実施するものとする。

業務内容は、(1) 及び (2) のとおりとし、一定の地域を単位として実施するものとします。詳細については野菜価格安定事業適正化推進業務委託要綱（平成 22 年 6 月 9 日付け 22 農畜機第 1167 号。以下「委託要綱」という。）に定めるものとする。なお、(1) 及び (2) の業務については、原則として両事業を実施するものとする。

(1) 野菜価格安定事業の普及推進等に係る業務

① 野菜価格安定事業の事務の円滑な実施に係る説明会の開催等

ア 交付予約数量及び供給計画数量検討会

都道府県内の都道府県庁、普及指導センター、登録出荷団体、農業協同組合（支所を含む。以下同じ。）、野菜価格安定法人等の事務担当者の出席を求めて、産地の実情にあった交付予約数量及び供給計画数量の検討会を開催する。

イ 事務処理全般及び交付金交付の事務処理等の説明会

登録出荷団体、農業協同組合、登録生産者等を対象に、事務処理全般の説明会、交付金交付の事務処理等の説明会等を開催する。

② 野菜価格安定事業の普及に係る説明会の開催等

野菜価格安定事業の普及推進や、制度改正の周知徹底と理解促進のため、生産者等に対し、事業の仕組みや制度改正の内容についての説明会等を実施する。

(2) 現地確認調査等に係る業務

① 野菜の生産出荷等状況調査

野菜の生育及び出荷状況を的確に把握するため、野菜の生産出荷等状況調査を行う。

② 登録生産者等の面積要件確認

登録生産者及び登録の資格を有する生産者で当該登録を受けようとする者の資格要件確認を行う。

4 対象経費

3の業務内容に係る経費は、以下のとおりとする。なお、以下1及び2に係る詳細な対象経費及び使用基準については、委託要綱に定めるものとする。

1 野菜価格安定事業の普及推進等に係る業務

(1) 野菜価格安定事業の事務の円滑な実施に係る説明会及び野菜価格安定事業の普及に係る説明会の開催等

会議室借料、印刷製本費、旅費交通費等

(2) 一般管理費

(1) に係る経費であって、アルバイトの雇用賃金、通信運搬費、OA 機器等の賃借料、消耗品費等

2 現地確認調査等に係る業務

現地確認調査等に要する経費（委託要綱に定める経費）

5 委託期間

平成 30 年度（平成 30 年 4 月 23 日から平成 31 年 3 月 31 日）（予定）

6 応募書類

応募に当たっては、(1) ～ (8) を各 1 部提出すること。

(1) 「【都道府県名】における平成 30 年度野菜価格安定事業の推進に関する委託業務」に係る参加表明書（応札資料作成要領の別紙様式 6）

(2) 平成 30 年度野菜価格安定事業の推進に関する委託業務提案書（応札資料作成要領の別紙様式 1 ～ 3）

(3) 評価項目一覧（応札資料作成要領の別紙様式 4）

(4) 審査に必要な以下の書類（応募者の活動が分かる資料）

① 団体の定款

② 団体の規約又は業務方法書

③ 直近の総会資料（財務諸表等の資料）

④ 業務内容の記載のあるパンフレット等

⑤ 業務実績（過去 3 カ年分）等

⑥ ワーク・ライフバランス推進認定書類（任意）

(5) 受付確認通知はがき（電子メールで通知を希望の場合は不要）（応札資料作成要領の別紙様式 5）

(6) 応募書類チェックシート（応札資料作成要領）

(7) 入札書（入札心得の別紙様式第 1 号-1）

(8) 契約に係る指名停止に関する申立書（応札資料作成要領の別紙様式 7）

7 入札書類の提出

本委託業務の実施を希望する者は、本要領に従って応募書類を郵送（宅配便又はバイク便を含む。）又は持参にて応募期間内（必着）に提出すること。「ファクシミリ」又は「電子メール」による提出はできない。郵送する場合は、封筒の表に「野菜価格安定事業の推進に関する委託業務応募書類在中」と朱書き

の上、簡易書留、配達記録等を利用し、配達されたことが証明できる方法によって提出すること。なお、提出書類は返却しない。

応募期間内に提出されなかった応募書類は、その理由の如何にかかわらず無効とする。

◎提出先：〒106-8635 東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル
独立行政法人農畜産業振興機構 野菜需給部需給業務課あて

8 応募に当たっての注意事項

- (1) 応募書類に不備がある場合は、審査対象とならない場合がある。
- (2) 応募書類の差し替え・修正等は、提出期限内であれば可能。その際は、事前に担当者まで連絡すること。なお、期限までに提出できない場合は無効となる。
- (3) 応募書類に不備があった場合は修正を依頼するが、期限までに提出できない場合は無効となる。
- (4) 応募書類に虚偽が認められた場合は無効となる。
- (5) 応募に要する費用の一切の費用は、応募者において負担すること。
- (6) 申請書は、パソコンのワープロソフトを用いて作成し、印字した文書を提出すること（様式は機構ホームページよりダウンロード可能。）様式は必ず日本工業規格A4サイズの内紙を使用すること。